互助会の
給付請求書・届出書類等の取り扱いが変更になりました

変更内容

1. 給付請求書等への押印について

○会員の押印が不要になりました。
会員氏名については、自筆、印字及びゴム印等いずれでもかまいません。

○所属所長の押印が不要になりました（注１）。
職名・氏名については、自筆、印字及びゴム印等いずれでもかまいません。

○記載事項を訂正された場合は、訂正印を押印してください。

注１：傷病見舞金請求書の請求期間確認欄については、今後も押印が必要です。

2. 給付請求書等の様式について

○押印の見直しに伴い、各種様式を変更しました。変更後の様式は、当互助会のホームページからダウンロードしてご利用ください。
※当分の間は変更前の様式もご利用いただけます（押印は不要です）。
※入力様式（エクセル形式）もアップロードしていますので、ご利用ください。

一般財団法人高知県教職員互助会　トップページ ⇒ 現職教職員の方 または 各種様式一覧
（URL https://www.kokyogo.jp/）

3. 原本証明について

○給付請求書等への添付書類（戸籍及び住民票等）について、写しへの原本証明が不要になりました。
※戸籍及び住民票等は、必ず全ページをコピーしてください。

変更時期

令和４年４月１日から変更となっています
（事由発生日が令和４年３月３１日以前の場合でも、新しい様式をご利用ください。）

【このページについてのお問い合せ】教職員互助会　☎088-821-4917

ご請求はお済みですか？

― 高知県教職員互助会 ―

互助会給付の請求もれはありませんか？特に入学祝金・銀婚祝金は請求がもれやすいのでご注意ください。

入学祝金

給付内容　会員の子が小学校に入学したときに、10,000 円を給付します。

請求期間　小学校に入学する年度の４月１日から３年間。
例）令和３年４月に小学校に入学した場合。
請求期間：令和３（2021）年４月１日～ 令和６（2024）年３月 31 日

必要書類　①入学祝金請求書
②入学児が公立学校共済組合の被扶養者ではない場合は、入学児の戸籍（入学年度の４月１日以降に発行されたもの）

ご夫婦とも会員である場合は、双方が請求できます。

銀婚祝金

給付内容　会員が婚姻届出から満 25 年を迎えたとき、20,000 円を給付します。
※婚姻の届出をした日が起算日となります。

請求期間　満 25 年を迎えた日の翌日から３年間。
例）婚姻日が平成８（1996）年６月 10 日の場合。
請求期間：令和３（2021）年６月 10 日～ 令和６（2024）年６月９日

必要書類　①銀婚祝金請求書
②請求者本人の戸籍（満 25 年を迎えた日の翌日以降に発行されたもの）

ご夫婦とも会員である場合は、双方が請求できます。

○上記以外にも、結婚祝金・出産祝金・災害見舞金・傷病見舞金・死亡弔慰金・退職慰労金の給付があります。請求期間は給付事由が生じた日の翌日から３年間です。

○いずれの給付も、会員資格を有する期間中に給付事由が生じた場合に対象となります（結婚祝金は退職後６ヶ月以内の婚姻届出も対象です。）

【このページについてのお問い合せ】教職員互助会　☎088-821-4917

雑学コーナー
赤ワインの甘口

白ワインには甘口、辛口と書かれているが、赤ワインには書かれていない。糖分を多く含むものを甘口、少ないものを辛口としている白ワインに対して、赤ワインは糖質が少ない（甘くない）ため全て辛口になる。

令和５年度

教職員互助会の給付事業について

出産祝金

会員または会員の妻が出産したとき。

結婚祝金

会員が結婚したとき。
（退職後6ヶ月以内の結婚を含む。）

傷病見舞金

会員が公務外の傷病で休職し、
給料が減額又は無給となったとき。

銀婚祝金

会員が結婚25周年を迎えたとき。

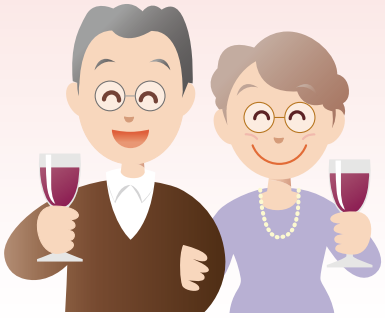

その他に入学祝金、死亡弔慰金、災害見舞金、退職慰労金などの給付があります。

※なお、給付の内容等につきましては高知県教職員互助会のホームページをご覧ください。

URL.https://www.kokyogo.jp/

給付の請求期限について

給付の請求期限は、事実の発生した日の翌日から３年以内です。

※　会員資格を取得した日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となりますので、採用前や知事部局、国、市町村等に出向されている間に給付事由が発生した場合は給付対象となりません。

【このページについてのお問い合せ】教職員互助会　☎088-821-4917

退職互助部制度のご案内

互助会では、退職後の医療給付を始め、各種の福利厚生事業を実施する「退職互助部制度」を設けています。

退職互助部制度に加入されると、退職後も引き続き給付事業や厚生事業を受けることができます。

この機会に、退職互助部制度への加入について是非ご検討ください。

また、既に加入いただいている方（現職会員）については、退職後に特別会員となられることをおすすめします。

～今年度35歳の皆様へ～

・**35歳になった翌年度の４月１日に退職互助部の現職会員に加入**することができます。
・該当の方には**３月頃に事務局からお知らせします**ので、この機会を逃さずにご加入ください。

～現職会員の皆様へ～

・**退職された日の翌日に特別会員の資格を取得**します。
・配偶者の方も「届出配偶者」の資格を取得できます。

《退職互助部制度のイメージ図》

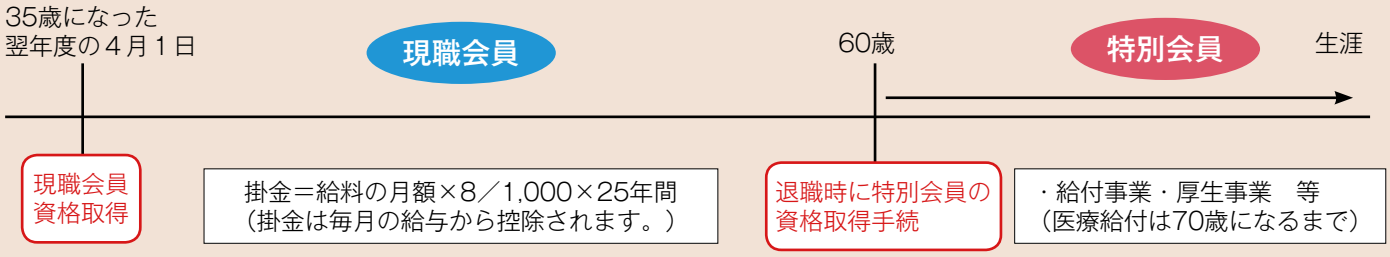

※１．掛金率8／1,000は、退職後のご夫婦の医療給付を想定したものです。（単身の方には特別会員になる時に配偶者の掛金率に相当する額をお返しします）
※２．退職時に45歳以上であれば特別会員になります。現職会員期間が25年未満の場合は掛金の不足分を納入いただきます。
※３．退職して特別会員にならない場合は、納入された掛金相当額をお返しいたします。

《医療費の補助が受けられます》

・在職中は、共済組合と一般互助部からの給付により医療費の自己負担が軽減されています。
・退職後はこれらの給付は受けられなくなりますが、**退職互助部に加入していれば、引き続き70歳になるまで医療費の自己負担額を軽減する**ことができます。
・退職後に日本国内の健康保険制度であれば、どんな健康保険に加入しても自己負担分が給付対象となります。また、**公立学校共済組合高知支部の組合員またはその被扶養者及び高知県内の市町村で国民健康保険に加入した場合は、自動給付となりますので、請求書を提出せずに給付を受けることができます。**

《退職後に受けることができる主な事業は・・・》

医療費補助金・配偶者医療費補助金（70歳になるまで医療費の負担が軽減されます）、長寿祝金、弔慰金、入院見舞金、旅行補助、指定宿泊施設利用補助、サークル活動助成

【このページについてのお問い合せ】教職員互助会　☎088-821-4917

互助会加入のご案内

令和４年１０月１日以降、公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得された短時間（パートタイム）会計年度任用職員※の方については、高知県教職員互助会に加入いただけます。

※ 市町村費職員・再任用短時間職員・当互助会退職互助部特別会員の方は対象となりません。

■ 対象の事業

医療費補助金給付（100 ～ 5,000 円 ／ 件）

【給付内容】公立学校共済組合高知支部の健康保険証で受診をし、会員本人の医療費自己負担額が１件 (注) につき**2,500 円を超えたとき、超えた金額から 7,500 円までの範囲の金額に相当する額**を給付します。
（100 円未満は切り捨て）。　注：月ごと、医療機関ごとを１件とします。

【給付例】　※給付要件等は変更になることがあります。

受 診 日		4 月 2 日	4 月 10 日	4 月 28 日	合 計 額	2, 500 円を超えた額から 7, 500 円までの範囲
自己負担額	A 病院		3, 800 円		3, 800 円	計算式：3, 800 － 2, 500 ＝ 1, 300
	B 歯科	3, 500 円		5, 200 円	8, 700 円	計算式：7, 500 － 2, 500 ＝ 5, 000
	C 病院	1, 080 円			1, 080 円	給付なし

☆ 4 月分の医療費補助金は、【 A 病院分 1, 300 円 ＋ B 歯科分 5, 000 円 】 ＝ 6, 300 円 となります。

■ 掛金

定額８００円 ／ 月

※掛金は毎月の給与から控除します（控除できない掛金は納付書で払い込みいただきます）。

■ 加入方法

公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得した日から１ヶ月以内に、所属所長を通じて「加入申込書兼同意書」を当互助会へ提出してください。

※提出が間に合わない場合は互助会へご連絡ください。
※加入申込書兼同意書の様式は、所属所または当互助会のホームページでご確認ください。
【 一般財団法人高知県教職員互助会 トップページ ⇒ 短時間（パートタイム）会計年度任用職員の方へ 】

■ その他

雇用形態が変更となったときは、対象の事業・掛金についても変更となります。右ページの「互助会の会員資格等の取り扱いについて」をご確認ください。

【このページについてのお問い合せ】教職員互助会　☎ 088-821-4917

互助会の会員資格等の取り扱いについて

令和４年 10 月１日から、高知県教職員互助会の会員資格等の取り扱いが下記のとおりとなりました。
※短時間（パートタイム）会計年度任用職員の方の取り扱いを別途定めました。

区分	≪ 令和４年 10 月１日～適用 ≫ 短時間（パートタイム） 会計年度任用職員	≪ 従来どおりの取り扱い ≫ 左記以外 ［正規職員・臨時的任用教職員・任期付職員（ﾌﾙﾀｲﾑ）・会計年度任用職員（ﾌﾙﾀｲﾑ）等］
加入の機会	①公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得したとき ②雇用期間に定めのある職員が雇用期間に定めのない職員となったとき ※市町村費職員・再任用職員（再任用短時間職員を含む）・当互助会退職互助部特別会員の方は加入対象になりません。	
加入対象	一般互助部	一般互助部 退職互助部
対象の事業	医療費補助金給付 ※家族医療費補助金は含みません。	全事業 ※内容はホームページでご確認ください。 一般財団法人高知県教職員互助会トップページ ⇒ 高知県教職員互助会について
掛金／月	定額 800 円	一般互助部：給料月額の 6/1000 退職互助部：給料月額の 8/1000
雇用形態が変わったとき	共済組合員資格が継続したまま雇用形態が変更となった場合、互助会資格についても継続します※1 が、給付内容等は下記のとおり変更となります。 ※1：市町村費職員となったとき・再任用職員となったとき・退職互助部特別会員となったときは除きます。 例）下記①⇒②⇒③のとおり雇用形態に変更があった場合の、互助会会員資格。 R4/10/1　R5/1/1　R5/5/16 ※2 雇用形態：① 令和4年10月1日～12月31日 会計年度任用職員（ﾊﾟｰﾄﾀｲﾑ）／② 令和5年1月1日～5月15日 臨時的任用教職員／③ 令和5年5月16日～ 会計年度任用職員（ﾊﾟｰﾄﾀｲﾑ） 互助会会員資格：【掛金】定額 800 円 【対象の事業】一般互助部医療費補助金／【掛金】給料月額の 6/1000 【対象の事業】一般互助部全事業／【掛金】定額 800 円 【対象の事業】一般互助部医療費補助金 R4/10/1　R5/1/1　R5/6/1 ※2：月途中で雇用形態が変更となった場合、互助会の掛金及び対象事業は翌月から変更となります。また、②の期間については退職互助部への加入も可能です（対象年齢の方）。	

【このページについてのお問い合せ】教職員互助会　☎ 088-821-4917

各月の送金日・締切日等の一覧です。ご活用ください。

共済組合	11月	12月	1月	2月	3月	4月
自己負担した医療費(高額療養費・一部負担金払戻金・家族療養費附加金)送金日 ※　通常にレセプトが到着した方の場合	30日 (8月診療分)	28日 (9月診療分)	31日 (10月診療分)	29日 (11月診療分)	29日 (12月診療分)	30日 (1月診療分)
短期給付(出産費・育児休業手当金等)送金	30日	28日	31日	29日	29日	30日
短期給付(出産費・育児休業手当金等)請求書の締切日	17日	18日	19日	注意！16日	注意！15日	注意！16日
貸付金送金日	20日	20日	注意！22日	20日	注意！21日	注意！22日
貸付申込み締切日	注意！24日	25日	25日	注意！22日	25日	25日
全額繰上償還申出締切日	15日	15日	15日	15日	15日	15日

互　助　会	11月	12月	1月	2月	3月	4月
医療費補助金及び家族医療費補助金の支給予定日	10日	8日	10日	9日	8日	10日
規定給付(出産祝金・結婚祝金等)の支給予定日 ※　毎月20日頃までに請求のあった分を月末に支給	30日	28日	31日	29日	29日	30日

主な事業と問い合わせ先

主な事業	問い合わせ先
人間ドック等の健康管理事業、福利厚生代行事業(ベネフィット・ステーション)、芸術鑑賞等の利用補助事業、講師派遣事業、貸付金、広報誌「福利高知」の編集・発行	公立学校共済組合高知支部 福利班 TEL:088-821-4755
組合員証の発行、被扶養者の認定・取消、医療(高額療養費等)・休業・出産・死亡等の各種短期給付、国民年金第３号被保険者の資格関係届出代行、年金	公立学校共済組合高知支部 共済班 TEL:088-821-4813
医療費補助金及び家族医療費補助金、結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金等の各種規定給付	高知県教職員互助会 TEL:088-821-4917
退職手当、教職員住宅(県)、労働安全衛生(県)	高知県教育委会事務局 教職員・福利課　職員厚生 TEL:088-821-4905

公立学校共済組合高知支部（福利班）088・821・4755（共済班）088・821・4813
(一財)高知県教職員互助会　088・821・4917
高知県教育委員会事務局教職員・福利課（職員厚生）088・821・4905（人事企画）088・821・4903
（働き方改革推進）088・821・4901（給与）088・821・4906